

農地マネジメントを実現する農業基盤整備の推進

【担当省庁】農林水産省

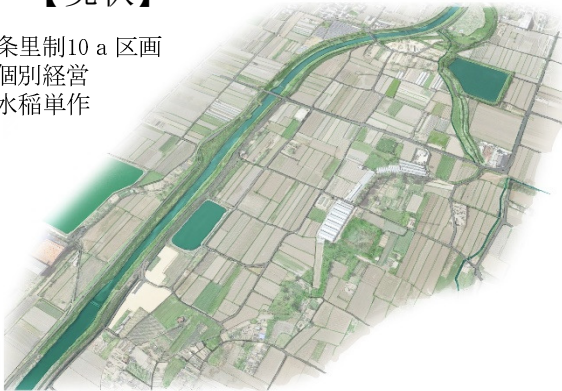
奈良県における取り組み

- 奈良らしい農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保によるバランスのとれた地域振興を図るため、市町村、地域と協議の上、県で**特定農業振興ゾーン**を設定し、各ゾーン毎にテーマを定め、耕作放棄地発生防止、担い手への農地集積、高収益作物の導入を集中的に対策。

各ゾーンで農地集積、水田畑利用に必要な基盤整備を農地中間管理機構関連基盤整備事業や農地耕作条件改善事業を県が事業主体となり実施予定。

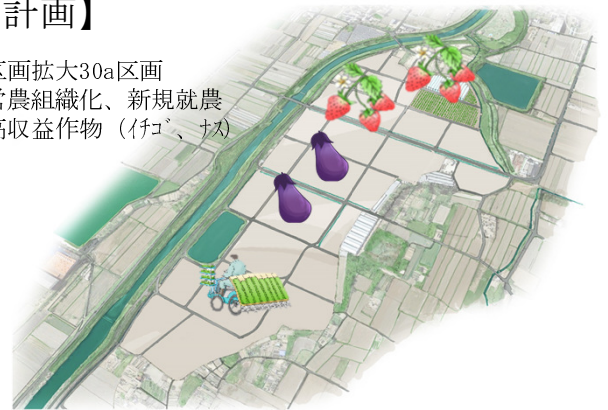
【現状】

条里制10a区画
個別経営
水稲単作



【計画】

区画拡大30a区画
営農組織化、新規就農
高収益作物（イチゴ、ナス）



大和平野地区での特定農業振興ゾーン

- 国営事業で整備いただいた**大和高原北部地区（茶）**、**大和高原南部地区（ソバ、大和野菜）**、**五条吉野地区（柿）**では県のリーディング品目等の産地として奈良県農業をけん引。

各地区で施設設置後20年以上経過しており、**安定的な畑かん用水供給に支障**をきたしている状況。



ハウス柿の栽培（五条吉野地区）



大和マナ（大和高原南部）

国にお願いすること

(1) 農地耕作条件改善事業<農地集積推進型>の制度緩和

- 農業水利施設等を整備する場合の担い手への集積条件の緩和
受益地全てを担い手に集積することが要件となっているが、農業競争力強化基盤整備事業同様、50%以上の集積でも可能とするよう要件を緩和

現行：全て → 50%程度

- 県営事業の換地面積要件の緩和

県で換地を行う場合、20haが面積要件となっているが、区画整理に面積要件がなく、当事業で行う換地についても実施面積でできる制度を創設。

現行：20ha → 実施面積

(2) 本県リーディング品目等の生産を支える農地開発地区での農業水利施設の更新対策の予算の確保

- 畑地かんがい用水を供給する貯水池・**ポンプ等**を更新するための長寿命化対策予算の確保 **【大和高原南部地区】**

- 柿の生産に欠かせない水源施設（一の木ダム）の**管理機器の更新整備等**を実施する国営施設応急対策事業の早期完了 **【五條吉野地区】**



貯水池の老朽化(大和高原南部)



一の木ダム管理機器(五條吉野)